

(仮称) 太白 CC 太陽光発電事業に  
関する変更協定書



(仮称) 太白 CC 太陽光発電事業に関する変更協定書

仙台市（以下「甲」という。）と株式会社ブルーキャピタルマネジメント（以下「乙」という。）  
とが、杜の都の風土を守る土地利用調整条例第 19 条の規定に基づき、令和 4 年 6 月 10 日に締  
結した（仮称）太白 CC 太陽光発電事業に関する協定書（以下「協定」という。）のうち、事業  
計画を変更することについて、甲と乙の間で、協定第 8 条に規定する協議を行い、これが整つ  
たため、協定第 3 条に規定する開発事業計画書を別添のとおり変更し、変更協定を締結する。

この変更を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 6 年 3 月 5 日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号

仙台市

代表者 市 長 郡 和 子



乙 東京都港区赤坂二丁目 16 番 19 号

株式会社ブルーキャピタルマネジメント

代表取締役 原 田 秀 雄



